



平成24年3月6日

各 位

会社名 株式会社 T A I Y O  
代表者名 代表取締役社長 河 渕 健 司  
(コード番号：6252 東証第二部)  
常 務 取 締 役  
問 合 せ 先 経 営 本 部 長 島 田 千 佳 代  
兼 経 営 企 画 部 長  
( TEL. 06-6340-1110 )

## 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年5月中旬開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成24年3月24日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とし、次の通り当該基準日設定に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成24年3月24日（土）
- (2) 公告日 平成24年3月7日（水）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）  
<http://www.taiyo-ltd.co.jp>

#### 2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成24年1月19日付当社プレスリリース「支配株主であるパーカー・ハネフィン・コーポレーションの子会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしました通り、当社は、本臨時株主総会において、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社の普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の本社株式を交付することを付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①の議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更が効力を発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますので、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の議案に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使できる株主を定めるための基準日も設定しています。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上